

岐阜地方最低賃金審議会令和7年度第1回  
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年9月16日(火)岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

中家室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、令和7年度第1回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>皆様におかれましては、この度、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員に任命されましたので、御手元に任命辞令をお配りしております。構成委員につきましては、資料 1 (1ページ)「令和7年度岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿」を御覧ください。</p> <p>本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございますので、この名簿の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>専門部会は、公労使各3名の9名で構成されます。本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議となっておりますが、公開公示をしたところ、傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、労働基準部長の上田から御挨拶申し上げます。</p>
上田労働基準部長	<p>岐阜労働局労働基準部長の上田でございます。</p> <p>本日は御多忙のところ、本会議に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>また、皆様には「自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」の委員に御就任いただき、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>岐阜県の特定最低賃金は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「自動車・</p>

	<p>同附属品製造業」「航空機・同附属品製造業」の3業種がございしますが、この3業種全てについて改正の申出がございました。</p> <p>これを受けて、改正決定の必要性の有無につきまして、審議会の意見を求める諮問を7月1日開催の岐阜地方最低賃金審議会において行い、同年8月21日開催の岐阜地方最低賃金審議会において、3業種のうち「自動車・同附属品製造業」について「改正決定の必要性あり」との答申をいただき、同日に自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の諮問を行い、審議会において専門部会を設置して調査審議を行うこととなりました。</p> <p>特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格がございします。金額に関する審議については全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされております。</p> <p>事務局といたしましても、円滑な審議会・専門部会の運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても地域、産業の実情を踏まえ、積極的かつ十分な御審議を進めていただきますようお願い申し上げます。</p>
中家室長	<p>これより審議に入っていただきますが、専門部会の進行につきましては、慣例により岐阜地方最低賃金審議会会長にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
中家室長	<p>異議なしということですので、それでは栗山会長、よろしく願いいたします。</p>
栗山会長	<p>ただ今から、令和7年度自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p><b>議題1「部会長、部会長代理の選出について」</b>です。</p> <p>最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益委員から選出することとされております。</p> <p>公益委員から御推薦いただき選出したいと思っております</p>

	が、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	それでは御推薦をお願いします。
鷺見委員	それでは推薦させていただきます。 部会長に寺本委員、部会長代理に栗山委員を推薦いたします。
栗山会長	ありがとうございました。 ただ今の御推薦のとおり選出することでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	異議なしということですので、推薦のとおり選出されました。 ここからは部会長に選出された寺本委員の進行で議事を進めてまいります。
寺本部会長	部会長を務めさせていただくこととなりました寺本です。よろしくをお願いします。 それでは議事を進めます。 次の議題2「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)について」です。 事務局から説明してください。
中家室長	それでは、資料 2(3ページ)「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」を御覧ください。 第2条に専門部会の招集 第3条にテレビ会議システムを使用する方法による会議出席について 第4条に部会長の役割 第5条に会議の公開について 第6条に議事録の作成と公開について 第7条に会長への報告

	<p>等が規定されており、昨年度からの改正点はございません。</p> <p>なお、第3条の「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席」に関しては、別途運用事項が定められています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
寺本部会長	<p>ただ今説明がありました、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」について、御意見を伺います。</p> <p>労働者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>
亀井委員	<p>特にございません。</p>
寺本部会長	<p>それでは、使用者側委員の皆様はいかがでしょうか。</p>
大脇委員	<p>特にございません。</p>
寺本部会長	<p>御意見がないようですので、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」のとおり決定とします。</p> <p>御手元の「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」の(案)を削除し、附則に本日の日付を入れてください。</p> <p>次に「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>本年度の審議方針につきましては、3月18日開催の第486回岐阜地方最低賃金審議会にて御確認いただきましたが、専門部会委員の皆様と認識を共有したいと思いますので、事務局で読み上げてください。</p>
中家室長	<p>資料 3(5ページ)を御覧ください。</p> <p>それでは読み上げます。</p> <p>(資料 3を朗読。)</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本年度におきましても、本方針を踏まえて円滑な審議に御協力をお願いします。</p>

	<p>次に、議題3「議事並びに議事録の公開について」です。事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>特定最低賃金専門部会の議事公開については、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」に基づき公開範囲を決めており、令和5年度から、特定最低賃金専門部会全ての会議において、公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ、議事を公開しているところです。</p> <p>なお、公労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としております。</p> <p>また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場について、ホームページ掲載により公開しております。</p> <p>このことについて、本年3月18日に開催された第486回岐阜地方最低賃金審議会において、令和7年度も令和6年度と同じ公開範囲とすることを確認しております。</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p><b>議題4「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
安藤 室長補佐	<p>それでは、配布資料の説明をさせていただきます。</p> <p>資料 4 (7ページ)「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金審議日程表」を御覧ください。</p> <p>先程の審議方針で目途としている12月21日の発効に向けて、10月から11月の審議日程が決定されております。</p> <p>次に資料 5 (9ページ)「令和7年度地域別最低賃金額改定状況」です。既に全国の地域別最低賃金の令和7年度改定が確定し、全国加重平均額は1,121円となりました。</p>

続いて、資料 6 (11 ページ) が「岐阜県最低賃金の推移」、

資料 7 (13 ページ)「特定(産業別)最低賃金の推移」です。

続いて、資料 8 (15 ページ) が自動車・同附属品製造業に係る「令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。

項目 2 調査対象の囲みの 3 点目を御覧ください。

調査は県内にある労働者 100 人未満の 163 事業所を対象に実施し、うち 86 事業所のデータを労働者数で復元して集計したものとなっております。

調査事項は項目 3 に記載のとおり、令和 7 年 6 月分を対象としています。

次に 16 ページ、特性値に関する説明ですが、例えば、第 1・二十分位数はデータを 20 等分し、低い方の最初の節の者の数値となります。その次の 17 ページは調査に使用した調査票です。

次に 19 ページを御覧ください。自動車・同附属品製造業の令和 3 年度から令和 7 年度までの時間額、引上額、影響率、未満率と賃金特性値の推移データ及び県最賃に関するデータです。

本年度の自動車・同附属品製造業の未満率は 8.3%、時間当たりの平均賃金額は 1,542 円、第 1・20 分位数は 1,026 円、第 1・10 分位数は 1,061 円、第 1・4 分位数は 1,146 円、中位数は 1,413 円となっております。未満率は 21 ページのグレー表示の 1,056 円のところ、そのほかの数値は 25 ページ下段の一番左側の数字です。

なお、この基礎調査により算出された総括表は 21 ページから企業規模別、地域別、年齢別の男女計、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、26 ページから就業形態一般の労働者、31 ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に 36 ページから男女別、年齢別、就業形態すべての

	<p>時間当たり所定内賃金額の表、41 ページから就業形態一般の労働者、46 ページから就業形態パートの労働者の表です。</p> <p>以上が最低賃金に関する基礎調査の結果です。</p> <p>次に資料 9 (51 ページ) 岐阜県環境エネルギー統計生活部統計課の取りまとめによる「毎月勤労統計調査結果」です。</p> <p>次に春闘の妥結状況に関する資料として、資料 10 (61 ページ) 「連合岐阜春季生活闘争第 4 回賃上げ集計結果【定昇込み平均賃上げ】」、資料 11 (63 ページ) が一般社団法人岐阜県経営者協会集計の「2025 年春季労使交渉・賃金改定調査最終報」です。</p> <p>次に雇用・経済情勢等に関する資料として、資料 12 (65 ページ) が当局職業安定部の「有効求人倍率の状況」、資料 13 (73 ページ) が財務省東海財務局岐阜財務事務所の「岐阜県内経済情勢」、資料 14 (85 ページ) が岐阜県環境エネルギー生活部統計課の「全国・岐阜県の経済指標」です。</p> <p>資料の説明は以上となります。</p>
寺本部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました資料について、御質問等がありましたらお伺いします。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
亀井委員	<p>特にございません。</p>
寺本部会長	<p>使用者側委員はいかがでしょう。</p>
大脇委員	<p>特にございません。</p>
寺本部会長	<p>それでは、これらの配布資料を十分に御検討いただき、次回以降の各専門部会に御出席ください。</p> <p>部会において、全会一致の結審が出来ますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>次に議題 5 「その他」についてです。</p>

	事務局から何かありますでしょうか。
安藤 室長補佐	<p>予定している議題はございませんが、連絡事項がございます。</p> <p>今後の開催会場と控室につきましては、開催当日に1階のエレベーター横の掲示板で御案内しますので、その都度ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
寺本部会長	<p>委員の皆様からは何かございますか。</p> <p>労働者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>
隅田委員	委員の隅田と申します。今回の資料 1 の私隅田の役職で、カヤバ労働組合で書記次長から、9月1日付けで書記長となりましたので、御連絡申し上げます。
寺本部会長	こちらは訂正ということによろしいですか。
安藤 室長補佐	訂正させていただきます。
寺本部会長	<p>他によろしかったですか。</p> <p>使用者側委員の皆様はよろしいでしょうか。</p>
大脇委員	特にございません。
寺本部会長	<p>それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会とします。次回は10月3日(金曜日)午後1時30分から、会場が変わりまして、この建物の4階、岐阜労働局B会議室で開催いたしますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました</p>